

事務連絡
令和3年5月13日

各道府県労働局（愛知及び大阪労働局を除く）
職業安定部長 殿
東京、愛知及び大阪労働局
需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課
課長補佐（指導監督担当）

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」
（37号告示）に係る疑義応答集について

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（37号告示）に係る疑義応答集（平成21年3月31日職発0331007号。以下「疑義応答集」という。）について、下記のとおり問い合わせがなされているところであり、従前の解釈を変更するものではありませんが、下記のとおり回答をお示しします。対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

（問い合わせ）

疑義応答集Q10及びQ11の考え方は、システム開発を請負業務とする場合にも当てはまるか。

（回答）

システム開発を請負業務とする場合についても当てはまる。